

新1年生(2023 年度入学生)対象「高等学校等就学支援金」申請について

1. e-Shien 入力(申請)期間・「情報連携依頼書」事務窓口提出期限

令和5年4月11日(火)～令和5年4月18 日(火)

【入力・提出期限が定められています。期限内に以下の作業を完了いただきますようお願いいたします。】

①e-Shien での意向登録完了(全員)

②申請希望の方(奨学生でも支給対象に該当される方は全員申請をお願いします)は「情報連携依頼書」の提出(事務室へ)

2. 支給基準と算定基準式

【算定基準式】保護者(親権者)等の所得(世帯単位)に応じて各支給額が決定します。

市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

(※親権者全員分の合計額が算定基準の対象となります)

(※政令指定都市の場合は、調整控除の額に 3/4 を乗じて計算する)

(※課税標準額ならびに調整控除額は、マイナポータルまたは課税証明書で確認することができます)



対象世帯区分		支給額(月額)	
年収の目安	算定基準額の合計額(保護者(親権者)全員分)		
0 円～約 590 万円	154,500 円未満	上限額	33,000 円
約 590 万円～約 910 万円	154,500 円以上 304,200 円未満	基準額	9,900 円
約 910 万円以上	304,200 円以上	所得制限	対象外

※海外赴任等により所得が確認できない場合は、基準額 9,900 円の支給となり、加算はありません。

※就学支援金(4～6 月分)については、令和 4 年の課税標準額・調整控除額(令和 3 年の所得により算出)にて判定。

※就学支援金(7～翌年 3 月分)については、令和 5 年の課税標準額・調整控除額(令和 4 年の所得により算出)にて判定。

3. 注意事項

◎申請せず、後日支給対象であることが判明しても、申し出のあった月からの支給となり遡及はできません。

◎奨学生の方も申請をお願いします。(還付額については、本学園奨学生取扱規程に基づいた精算となります)

◎手続きには原則”マイナンバー通知カード”もしくは”マイナンバーカード”(親権者全員分)が必要となります。

◎親権者が日本国籍を有していないもしくは特別永住者の外国籍の方で本名以外の名(通称名 等)を使用されている場合、県から各自治体への情報取得が上手くいかず審査が一旦差し戻される場合があります。その場合、在留カードや特別永住者証明書に記載されている本名(通称名ではない)で再度ご申請いただく必要があります。

◎手続きに当たっては地方住民税情報による所得確認が必要になることから、地方住民税が未申告の方々については、事前に必ず地方住民税の申告を行っていただくようお願いします。

◎今回の申請結果は、7 月頃となる見込みです。還付につきましては、決定通知配布時にお知らせします。

◎認定後、以下の事由が発生した場合は、速やかに高校事務室にご連絡ください。年度途中から月額が変更になる可能性があるため、遅れますと受給に不利が生じる場合があります。

①離婚や死亡・再婚により親権者が変更になった場合(保護者変更届が必要になります)

②税額が更生された場合